

第1章 こども計画の策定にあたって

第1節 こども計画の策定の背景

1. 社会状況と国の動向

我が国では、長年にわたる少子高齢化が深刻な課題となっています。

厚生労働省が発表した令和5年の人口動態統計によると、日本の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下し、年間出生数は72万7,288人であったことが報告され、人口減少が加速しています。

こどもや子育て家庭を取り巻く環境では、児童相談所における虐待相談対応件数は全国的に右肩上がりで増加する等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。また、世帯の経済的な困窮がこども世代に影響を及ぼす「貧困の連鎖」が社会の大きな課題になる等、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況に対し、国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させ、少子化対策や子育て支援、いじめ等複数省庁にまたがっていたこどもを取り巻く課題に一元的に取り組む体制を整備しました。「こども家庭庁」は、こども・若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか」社会へとつくり変えていくための司令塔として機能することが期待されています。

また、「こども家庭庁」の発足と同日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。同法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の指針にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

さらに、令和5年12月にはこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定しました。

こども大綱では、こどもや若者、子育て当事者の視点や意見を尊重し、こども・若者の権利の保障、ライフステージごとに切れ目のない支援を目指すこと、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定化等の基本的な方針を掲げ、こども施策を関係機関と連携して総合的に推進することとしています。



2. 子ども・子育て支援事業計画からこども計画へ

市の総人口は長期的には増加傾向であり、令和6年には8万4千人を超えました。人口増加の主な要因として、転入者数が転出者数を上回る社会増があげられますが、一方で年少人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

また、市の出生数は、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から減少傾向で推移し、全国水準を下回っています。

市では、令和2年3月に「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を基本理念として、子ども・子育て支援に関する各種事業に取り組んできました。特に、保健、医療、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一環として、こども家庭センターの前身となる「わこう版ネウボラ」を確立し、推進してきました。

わこう版ネウボラは、地域の子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の交付、妊娠期から出産・子育てに関する相談・支援を母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーが一貫して行う仕組みです。

その間、急激に増加する待機児童対策として基盤整備を進めた結果、待機児童数は減少したものの、コロナ禍の影響により、地域の見守りや交流が途絶えコミュニティがより一層希薄化したほか、こどもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変容しました。また、育児休業の利用拡大、テレワークの普及等、保護者の働き方も急激に変化しました。

そこで、現行の「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受け、子ども・子育て支援会議においてこれまでの計画に基づく市の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢を鑑み、またこどもの権利保障やこどもの意見聴取が重要であること等の議論が交わされました。

市は、こども・若者、子育て支援の一層の推進を図り、全てのこども・若者、子育て当事者がウェルビーイング^{※1}な生活を送ることができる環境を創出するために「和光市こども計画」として策定することとしました。

こども計画では、こどもの権利保障を明確にするとともに、こどもの意見を聴取・反映して、こどもにフィードバックする新たな仕組みを構築していきます。また、わこう版ネウボラの仕組みを継承しつつ、これまで設置していた児童相談の窓口である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の機能を一体化して、関係機関と連携する「総合こども家庭センター」を設置し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化やコロナ禍の影響により新たに生じている課題にも迅速に対応していきます。

¹ ウェルビーイング:こども家庭庁では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(令和5年12月22日閣議決定)のなかで、「ウェルビーイング」は身体的、精神的、社会的に幸せな状態にあることとしている。

第2節 こども計画の位置づけ

1. 法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。さらに、次の法令等に基づく各種計画は、本計画に包含するものとしています。

なお、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消対策計画」は、和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画に包含していることから、当該計画との整合性を図って推進していきます。

また、少子化対策については、少子化社会対策基本法第7条第1項に基づき、市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」や、市の関連計画である「男女共同参画わこうプラン」等との連携を図りながら、本計画に定める各種施策を総合的に推進することとします。

本計画の策定にあたっては、こども大綱及び「埼玉県こども・若者計画」を勘案するとともに、本市独自の施策を盛り込んだ計画としています。

【本計画との関連計画】

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条） 包含
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条） 包含
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項） 包含
- 自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条） 包含
- 母子保健計画（厚生労働省通知 母子保健計画策定指針） 包含
- こどもの貧困解消対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項） 整合・連携

■参考：こども基本法 第10条抜粋■

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

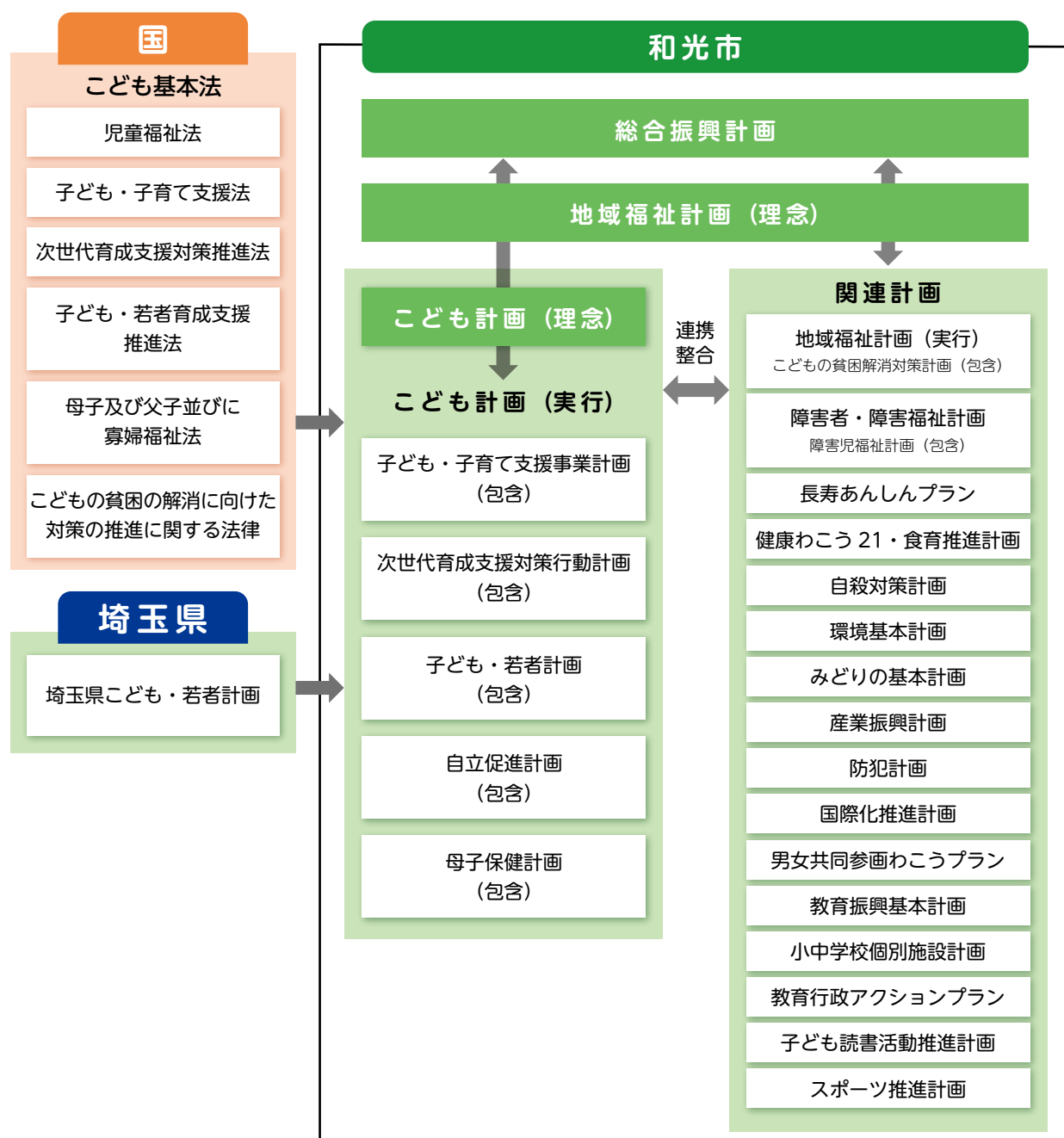


2. 他の計画との関係性

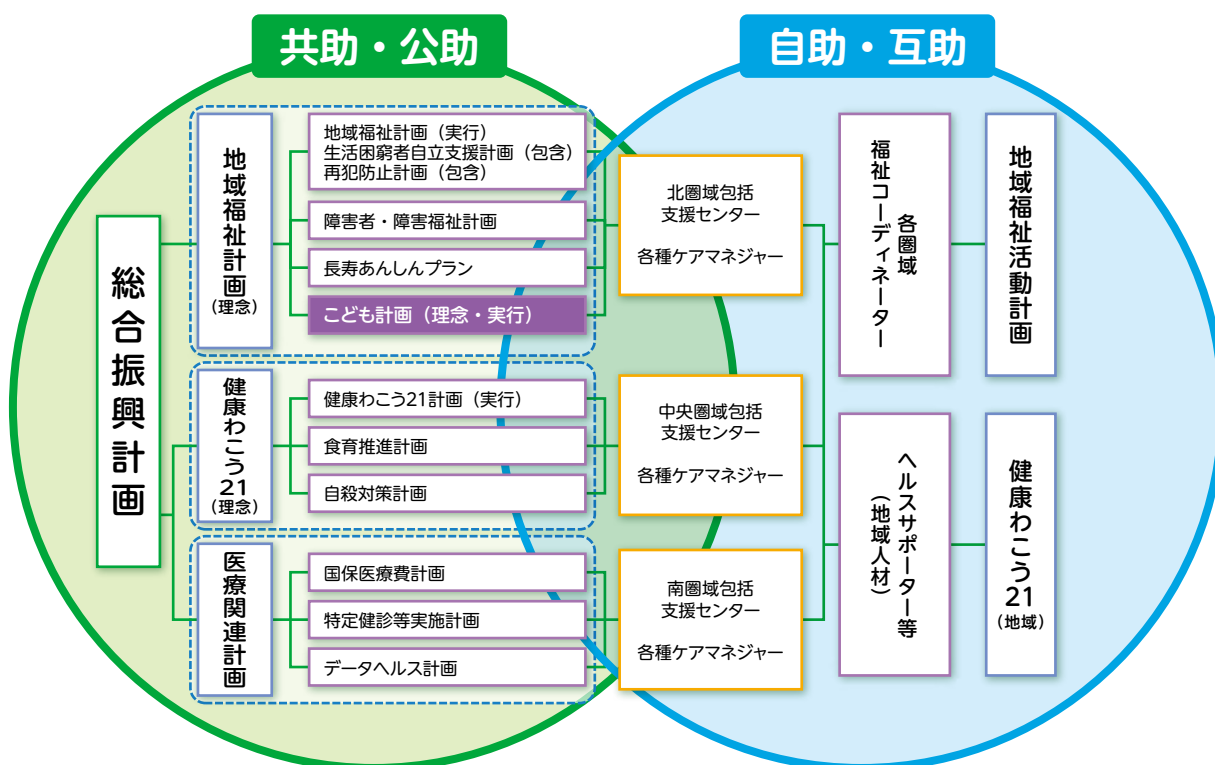
本計画は、市の最上位計画である「第五次和光市総合振興計画」及び地域福祉の理念計画である「第四次和光市地域福祉計画（中間見直し）」に掲げる理念や基本方針を反映した、こども分野の総合的な計画として位置づけます。

そのほか、第七次障害者計画・第7期障害福祉計画、第9期長寿あんしんプラン、第二次健康わこう21・第三次食育推進計画、第2期和光市自殺対策計画等の関連計画との連携・整合性を図り、関連施策等を参照又は本計画において補完することにより、各基本方針に掲げる各施策を展開していきます。

■本計画とその他計画との関係■



■（参考）福祉行政に係る各種計画の関連図■



上の図は、各領域における理念計画である地域福祉計画、健康わこう21計画、医療関係計画と領域別の個別計画が連携するとともに、福祉・保健・医療の各領域における理念計画が相互に連携することで、関係する計画の施策全てが効果的に機能することを表しています。

資料：第四次和光市地域福祉計画中間見直しをもとに作成

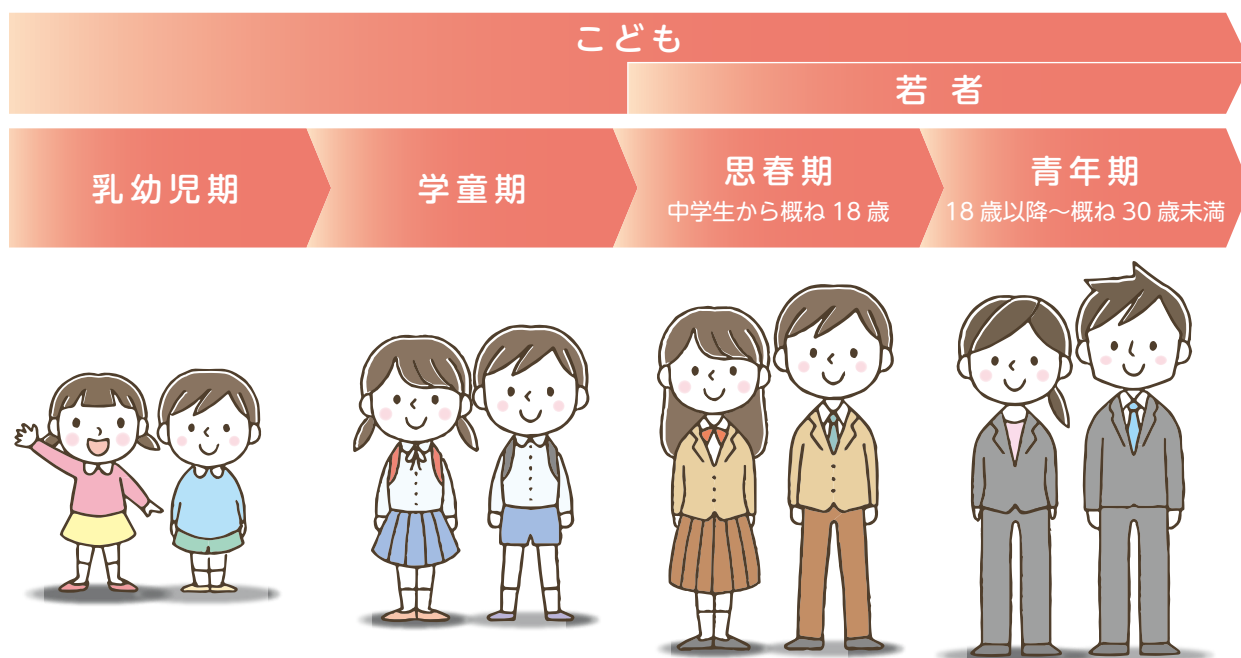


第3節 こども計画の対象

本計画は、法令や様々なこどもに係る計画を包含・連携することを踏まえ、支援の必要な人において、一定の年齢で支援が途切れることなく切れ目ない支援をしていく考えのもと、全てのこどもと妊娠期からの子育て家庭を対象とします。

こども基本法第2条において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、こども大綱の注釈において、概ね30歳未満とされています。「若者」については、こども大綱では、思春期・青年期を対象としています。

そのため、本計画におけるこどもの範囲も0歳から概ね30歳未満とします。また、思春期、青年期の全体を明確にしたい場合には、「若者」を用います。



第4節 こども計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、本計画の内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

■計画期間■

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
こども計画 (子ども・子育て支援事業計画)	第2期 和光市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					和光市こども計画 (令和7年度～令和11年度)					
地域福祉計画	第四次和光市地域福祉計画 (令和2年度～令和7年度)					第五次和光市地域福祉計画 (令和8年度～令和13年度)					
総合振興計画 基本構想	第五次和光市総合振興計画基本構想 (令和3年度～令和12年度)										



WAKO